

令和 3 年 2 月 15 日

令和 3 年広島県議会 2 月定例会議案 (その 1)

広島県

令和３年広島県議会２月定例会議案目次（その１）

県第１号	令和３年度広島県一般会計予算	1
県第２号	令和３年度広島県証紙等特別会計予算	18
県第３号	令和３年度広島県管理事務費特別会計予算	21
県第４号	令和３年度広島県公債管理特別会計予算	24
県第５号	令和３年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	28
県第６号	令和３年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算	31
県第７号	令和３年度広島県中小企業支援資金特別会計予算	34
県第８号	令和３年度広島県農林水産振興資金特別会計予算	38
県第９号	令和３年度広島県県営林事業費特別会計予算	41
県第10号	令和３年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算	44
県第11号	令和３年度広島県県営住宅事業費特別会計予算	49
県第12号	令和３年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算	54
県第13号	令和３年度広島県病院事業会計予算	57
県第14号	令和３年度広島県工業用水道事業会計予算	60
県第15号	令和３年度広島県土地造成事業会計予算	63
県第16号	令和３年度広島県水道用水供給事業会計予算	65
県第17号	令和３年度広島県流域下水道事業会計予算	68

県第 1号議案

令和 3 年度広島県一般会計予算

令和 3 年度広島県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,093,840,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県税		312,198,096
	1 県民税	92,318,000
	2 事業税	67,197,000
	3 地方消費税	82,023,000
	4 不動産取得税	7,521,000
	5 県たばこ税	2,781,000
	6 ゴルフ場利用税	694,000
	7 軽油引取税	23,145,000
	8 自動車税	35,804,000
	9 鉾区税	4,000
	10 狩猟税	24,000
	11 産業廃棄物埋立税	638,000
	12 旧法による税	49,096
2 地方消費税清算金		123,600,000
	1 地方消費税清算金	123,600,000
3 地方譲与税		34,129,206
	1 特別法人事業譲与税	30,776,990
	2 地方揮発油譲与税	2,882,000
	3 石油ガス譲与税	106,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	4 自動車重量譲与税	225,000
	5 地方道路譲与税	10
	6 森林環境譲与税	127,206
	7 航空機燃料譲与税	12,000
4 地方特例交付金		1,674,000
	1 地方特例交付金	1,674,000
5 地方交付税		180,690,000
	1 地方交付税	180,690,000
6 交通安全対策特別交付金		500,000
	1 交通安全対策特別交付金	500,000
7 分担金及び負担金		6,569,238
	1 分担金	683,006
	2 負担金	5,886,232
8 使用料及び手数料		9,755,617
	1 使用料	5,724,880
	2 手数料	4,030,737
9 国庫支出金		114,986,245
	1 国庫負担金	66,897,345
	2 国庫補助金	44,218,758
	3 委託金	3,870,142
10 財産収入		5,239,583

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 財産運用収入	869, 714
	2 財産売却収入	4, 369, 869
11 寄附金		123, 701
	1 寄附金	123, 701
12 繰入金		48, 331, 982
	1 特別会計繰入金	179, 884
	2 基金繰入金	48, 152, 098
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		106, 126, 931
	1 延滞金、加算金及び過料等	501, 919
	2 県預金利子	2, 434
	3 貸付金元利収入	85, 877, 679
	4 受託事業収入	3, 689, 522
	5 収益事業収入	4, 716, 245
	6 利子割精算金収入	1
	7 雑入	11, 339, 131
15 県債		149, 915, 400
	1 県債	149, 915, 400
歳 入 合 計		1, 093, 840, 000

歳 出			(単位：千円)
款	項	金	額
1 議会費			2,122,007
	1 議会費		2,122,007
2 総務費			63,451,038
	1 総務管理費		33,711,211
	2 企画費		7,483,522
	3 地域振興費		7,564,769
	4 徴税費		8,864,017
	5 選挙費		3,089,627
	6 防災費		1,730,980
	7 統計調査費		588,716
	8 人事委員会費		198,842
	9 監査委員費		219,354
3 民生費			131,558,620
	1 社会福祉費		97,793,524
	2 児童福祉費		33,250,931
	3 生活保護費		361,456
	4 災害救助費		152,709
4 衛生費			85,617,317
	1 公衆衛生費		63,456,425

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 環境衛生費	3,025,477
	3 環境保全費	3,858,367
	4 保健所費	1,966,191
	5 医薬費	10,875,707
	6 病院費	2,435,150
5 労働費		3,321,821
	1 労政費	358,119
	2 職業訓練費	2,050,431
	3 雇用対策費	763,537
	4 労働委員会費	149,734
6 農林水産業費		29,560,673
	1 農業費	7,703,365
	2 畜産業費	922,553
	3 水産業費	2,396,029
	4 農地費	8,716,485
	5 林業費	9,822,241
7 商工費		104,467,313
	1 商業費	2,532,418
	2 工鉱業費	100,695,109
	3 観光費	1,239,786
8 土木費		97,229,771

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 土木管理費	7,630,427
	2 道路橋梁費	42,032,176
	3 河川海岸費	29,147,279
	4 港湾費	8,603,059
	5 都市計画費	7,940,936
	6 住宅費	1,041,764
	7 空港費	834,130
9 警察費		63,039,570
	1 警察管理費	58,637,296
	2 警察活動費	4,402,274
10 教育費		189,935,294
	1 教育総務費	30,266,335
	2 小学校費	53,845,301
	3 中学校費	32,215,949
	4 高等学校費	50,596,695
	5 特別支援学校費	16,342,113
	6 大学費	4,799,838
	7 社会教育費	1,486,979
	8 保健体育費	382,084
11 災害復旧費		19,437,663
	1 農林水産施設災害復旧費	10,845,104

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 土木施設災害復旧費	8,541,670
	3 公共施設災害復旧費	30,889
	4 教育施設災害復旧費	20,000
12 公債費		147,886,035
	1 公債費	147,886,035
13 諸支出金		155,212,878
	1 地方消費税清算金	76,262,000
	2 個人県民税所得割交付金	258,000
	3 利子割交付金	417,000
	4 配当割交付金	1,760,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	1,690,000
	6 法人事業税交付金	4,864,000
	7 地方消費税交付金	62,675,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	485,806
	9 自動車取得税交付金	70
	10 環境性能割交付金	1,386,000
	11 軽油引取税交付金	5,414,973
	12 利子割精算金	29
14 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		1,093,840,000

第2表 債務負担行為		(単位：千円)
事 項	期 間	限 度 額
令和3年度における地方債の共同発行によって生じる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	令和3年度から 令和13年度まで	元金1,325,000,000千円及びこれに対する利子相当額
令和3年度における地方債の共同発行によって生じる連帯債務（共同発行市場公募地方債1年債）	令和3年度から 令和4年度まで	元金32,300,000千円及びこれに対する利子相当額
防災ヘリコプター運航管理事業	令和4年度から 令和5年度まで	18,544
人事給与・福利厚生システム修正事業	令和4年度	60,500
県庁舎整備推進事業（県庁舎設備改修事業）	令和4年度	264,000
広島県立広島国際協力センター施設修繕事業	令和4年度	33,000
広島県立総合体育館施設修繕事業	令和4年度	136,144
廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業	令和4年度から 令和5年度まで	440,000
生活排水処理対策推進事業	令和7年度から 令和43年度まで	15,628
私学振興資金の融資に対する利子補給	令和4年度から 令和12年度まで	私学振興資金の融資に対し年1.0パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 2,332
東部こども家庭センター一時保護所増改築事業	令和3年度から 令和5年度まで	1,583,039
広島県医師育成奨学金事業	令和3年度から 令和9年度まで	288,000
離転職者委託訓練事業	令和4年度	85,899
障害者就職支援事業	令和4年度	121

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
奨学金返済支援事業	令和4年度から 令和5年度まで	25,800
ひろしまの食の魅力向上事業	令和4年度から 令和5年度まで	9,600
広島ブランドショップ運営事業	令和4年度から 令和8年度まで	841,909
創業・新事業展開等支援事業	令和4年度	15,000
広島県信用保証協会の損失補償	令和3年4月1日から 令和19年7月31日まで	1,400,000
広島県信用保証協会の無担保スピード保証融資に対する損失補償	令和3年4月1日から 令和14年7月31日まで	82,000
広島県中小企業共済協同組合に対する共済金の貸付	令和3年度	300,000
新型コロナウイルス感染症対応資金の融資に対する利子補給	令和4年度から 令和6年度まで	新型コロナウイルス感染症対応資金の融資に対し年1.2パーセント の範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 1,271,771
健康・医療関連産業創出支援事業	令和4年度	30,000
環境・エネルギー産業集積促進事業	令和4年度	20,000
イノベーション人材等育成・確保支援事業	令和4年度から 令和8年度まで	94,300
企業立地促進対策事業	令和4年度から 令和7年度まで	6,091,405
経営力向上支援事業	令和4年度	507
農業近代化資金の融資に対する利子補給	令和4年度から 令和19年度まで	農業近代化資金融通法に基づく融資に対し年1.85パーセントの範 囲内で行う利子補給 利子補給限度額 88,733

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
農業振興資金の融資に対する利子補給	令和４年度から 令和１３年度まで	農業近代化資金融通法に基づく融資等に対し年 １.５１７パーセント の範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 17,401
農業経営改善促進資金の融資に対する利子補給	令和４年度から 令和７年度まで	農業経営改善促進資金の融資に対し年 １.８７５パーセントの範囲内 で行う利子補給 利子補給限度額 501
漁業近代化資金の融資に対する利子補給	令和４年度から 令和２４年度まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 １.６５パーセントの範 囲内で行う利子補給 利子補給限度額 121,792
漁業振興資金の融資に対する利子補給	令和４年度から 令和１４年度まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資等に対し年 １.９２５パーセント の範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 4,362
リース漁船等導入事業に係る漁業近代化資金の融資に 対する利子補給	令和４年度から 令和２４年度まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 １.１パーセントの範 囲内で行う利子補給 利子補給限度額 17,028
水産業スマート化推進事業	令和４年度	1,500
鍋石外７地区圃場整備事業	令和４年度	930,000
備北南部２期地区広域営農団地農道整備事業	令和４年度	50,000
農地海岸維持管理業務委託事業	令和３年度から 令和４年度まで	600
並滝寺池外８地区溜池等整備事業	令和４年度から 令和５年度まで	1,197,000
森林整備活性化資金に係る造林資金及び林業経営安定 資金の融資に対する利子補給	令和４年度から 令和３３年度まで	株式会社日本政策金融公庫法に基づく融資に対し年 １.３パーセント の範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 1,968
井西谷外１工区育成林整備事業	令和４年度	100,000
明谷外６工区森林居住環境整備事業	令和４年度	300,000
中須外１４地区山地治山事業	令和４年度	71,500
釜ヶ迫外３７地区治山激甚災害対策特別緊急事業	令和４年度	214,140

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
漁港維持管理業務委託事業	令和 3 年 度 か ら 令和 4 年 度 ま で	4, 400
広島県土地開発公社が行う公共用地先行取得事業に要する経費	令和 4 年 度 か ら 令和 7 年 度 ま で	830, 000
インフラマネジメント基盤構築事業	令和 3 年 度 か ら 令和 8 年 度 ま で	125, 000
広島県電子入札等システム更新事業	令和 3 年 度 か ら 令和 9 年 度 ま で	745, 140
建設技術者等雇用助成事業	令和 4 年 度	11, 100
「地方道路公社法」第28条の規定による広島高速道路公社に対する債務保証	令和 3 年 度 か ら 令和 23 年 度 ま で	17, 012, 930
一般国道186号道路災害防除事業	令和 4 年 度 か ら 令和 5 年 度 ま で	450, 000
一般国道185号道路改良事業	令和 4 年 度	50, 000
一般国道317号道路改良事業	令和 4 年 度	100, 000
一般国道375号道路改良事業	令和 4 年 度	100, 000
主要地方道呉平谷線道路改良事業	令和 4 年 度	200, 000
主要地方道鞆松永線道路改良事業	令和 4 年 度 か ら 令和 5 年 度 ま で	9, 000, 000
主要地方道府中世羅三和線道路改良事業	令和 4 年 度	50, 000
主要地方道福山沼隈線道路改良事業	令和 4 年 度 か ら 令和 5 年 度 ま で	2, 200, 000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
一般県道広島海田線道路改良事業	令和４年度から 令和５年度まで	450,000
一般県道虫道廿日市線道路改良事業	令和４年度	80,000
一般県道津之郷山守線道路改良事業	令和４年度	100,000
道路事業（単独）	令和４年度	1,700,000
道路巡視業務委託事業	令和３年度から 令和５年度まで	504,000
道路維持管理業務委託事業	令和４年度から 令和５年度まで	800,000
一級河川福川河川改修費	令和４年度	66,000
二級河川堺川河川改修費	令和４年度	200,000
二級河川手城川河川改修費	令和４年度	270,000
一級河川京橋川高潮対策事業	令和４年度	100,000
一級河川猿猴川高潮対策事業	令和４年度	100,000
一級河川三篠川河川災害関連事業	令和４年度	2,800,000
二級河川沼田川河川激甚災害対策特別緊急事業	令和４年度	650,000
棕梨ダム堰堤改良事業	令和４年度	450,000
河川事業（単独）	令和４年度	500,000
河道浚渫事業	令和４年度	400,000
護岸等修繕事業	令和４年度	170,000
河川維持管理業務委託事業	令和４年度から 令和５年度まで	140,000
砂防激甚災害対策特別事業	令和４年度	6,000,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
砂防事業（単独）	令 和 4 年 度	250,000
砂防維持管理業務委託事業	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	8,000
海岸維持管理業務委託事業	令 和 4 年 度	20,000
国際拠点港湾広島港修築事業	令 和 4 年 度	783,000
重要港湾福山港修築事業	令 和 4 年 度	156,000
重要港湾尾道糸崎港修築事業	令 和 4 年 度	300,000
厳島港地方港湾修築事業	令 和 4 年 度	150,000
大竹港地方港湾修築事業	令 和 4 年 度	20,000
国際拠点港湾広島港環境整備事業	令 和 4 年 度	400,000
重要港湾尾道糸崎港環境整備事業	令 和 4 年 度	50,000
港湾事業（単独）	令 和 4 年 度	390,000
港湾維持管理業務委託事業	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	111,000
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業（ 街路）の用に供するための公共用地の取得に要する経 費	令 和 4 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	1,500,000
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業（ 街路）の用に供するための公共用地の取得に対する債 務保証	令 和 3 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	1,500,000
栗柄広谷線街路事業	令 和 4 年 度	500,000
街路事業（単独）	令 和 4 年 度	200,000
広島県立びんご運動公園設備改修事業	令 和 4 年 度	105,000

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
公園事業（単独）		令和4年度	200,000
建築基準法等施行費		令和4年度	6,599
土木施設災害復旧事業		令和4年度	1,000,000
交番・駐在所整備事業		令和4年度	3,808
広島南警察署整備事業		令和4年度から 令和5年度まで	3,074,441
県立学校施設整備事業		令和4年度	1,724,579

第3表 地方債					(単位：千円、%)
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
一般公共事業	27,421,800	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	
補助災害復旧事業	3,013,100	同 上	同 上	同 上	
単独災害復旧事業	596,300	同 上	同 上	同 上	
学校教育施設等整備事業	1,145,200	同 上	同 上	同 上	
社会福祉施設整備事業	1,828,200	同 上	同 上	同 上	
イノベーション創出促進事業	149,700	同 上	同 上	同 上	
公共施設等管理事業	2,376,000	同 上	同 上	同 上	
都市圏魅力創造戦略推進事業	84,000	同 上	同 上	同 上	
生活交通確保対策事業	10,700	同 上	同 上	同 上	
児童福祉施設整備事業	20,100	同 上	同 上	同 上	
環境対策事業	44,500	同 上	同 上	同 上	
自然公園等整備事業	96,200	同 上	同 上	同 上	
県立広島大学整備事業	392,700	同 上	同 上	同 上	
高等技術専門校整備事業	1,200	同 上	同 上	同 上	
漁港改良事業	77,000	同 上	同 上	同 上	
広島高速道路公社出資	875,000	同 上	同 上	同 上	
都市生活環境整備特別対策事業	3,900	同 上	同 上	同 上	
港湾改良事業	1,624,500	同 上	同 上	同 上	

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
交番・駐在所庁舎建設事業	309,900	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
交通安全施設整備事業	798,500	同 上	同 上	同 上
警察施設整備事業	158,600	同 上	同 上	同 上
私立学校施設耐震化整備事業	4,900	同 上	同 上	同 上
公園整備事業	361,500	同 上	同 上	同 上
合併特例事業	1,250,000	同 上	同 上	同 上
防災対策事業	13,008,000	同 上	同 上	同 上
地方道路等整備事業	10,613,300	同 上	同 上	同 上
臨時高等学校整備事業	2,029,300	同 上	同 上	同 上
水道用水供給事業出資	1,089,900	同 上	同 上	同 上
広島高速道路公社特別転貸	875,000	同 上	同 上	同 上
災害援護資金貸付事業	400	同 上	0	同 上
臨時財政対策	77,956,000	同 上	8.5以内	同 上
退職手当	1,700,000	同 上	同 上	同 上
合 計	149,915,400			

県第 2号議案

令和 3 年度広島県証紙等特別会計予算

令和 3 年度広島県証紙等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,663,096千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 証紙収入		24,000
	1 証紙収入	23,999
	2 繰越金	1
2 証紙代金収納計器収入		2,639,096
	1 証紙代金収納計器収入	2,639,095
	2 繰越金	1
歳 入 合 計		2,663,096

歳 出			(単位：千円)
款	項	金	額
1 証紙繰出金			24, 000
	1 証紙繰出金		24, 000
2 証紙代金収納計器繰出金			2, 639, 096
	1 証紙代金収納計器繰出金		2, 639, 096
歳 出 合 計			2, 663, 096

県第 3号議案

令和3年度広島県管理事務費特別会計予算

令和3年度広島県管理事務費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 600,111千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 管理事務費収入		600,111
	1 繰越金	1
	2 諸収入	600,110
歳 入 合 計		600,111

歳 出			(単位：千円)
款	項	金	額
1 管理事務費			600, 111
	1 用品調達費		398, 058
	2 通信管理費		202, 053
歳 出 合 計			600, 111

県第 4号議案

令和 3 年度広島県公債管理特別会計予算

令和 3 年度広島県公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 265,611,650千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債管理収入		265,611,650
	1 財産収入	636,520
	2 繰入金	190,774,130
	3 県債	74,201,000
歳 入 合 計		265,611,650

歳 出			(単位：千円)
款	項	金	額
1 公債管理費			265,611,650
	1 公債管理費		265,611,650
歳 出 合 計			265,611,650

第2表 地方債					(単位：千円、%)
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
一般会計借換	73,871,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	
県営住宅事業費特別会計借換	330,000	同上	同上	同上	
合 計	74,201,000				

県第 5号議案

令和 3 年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和 3 年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ450,763千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉資金収入		450,763
	1 繰入金	2,859
	2 繰越金	263,145
	3 諸収入	184,759
歳 入 合 計		450,763

歳 出			(単位：千円)
款	項	金	額
1 母子・父子・寡婦福祉資金			450,763
	1 母子・父子・寡婦福祉費		450,763
歳 出 合 計			450,763

県第 6号議案

令和 3 年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算

令和 3 年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ234,352,859千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費収入		234,352,859
	1 分担金及び負担金	66,202,685
	2 国庫支出金	61,386,851
	3 前期高齢者交付金	91,366,363
	4 共同事業交付金	301,258
	5 財産収入	106
	6 繰入金	13,466,834
	7 繰越金	1,628,762
歳 入 合 計		234,352,859

歳 出			(単位：千円)
款	項	金	額
1 国民健康保険事業費			234,352,859
	1 総務費		24,347
	2 国民健康保険運営費		234,102,033
	3 保健事業費		200,000
	4 基金積立金		106
	5 諸支出金		26,373
歳 出 合 計			234,352,859

県第 7号議案

令和3年度広島県中小企業支援資金特別会計予算

令和3年度広島県中小企業支援資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 695,313千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 中小企業支援資金収入		695,313
	1 繰入金	41,099
	2 繰越金	11,416
	3 諸収入	568,798
	4 県債	74,000
歳 入 合 計		695,313

歳 出			(単位：千円)
款	項	金	額
1 中小企業支援資金			695,313
	1 貸付金		115,098
	2 諸支出金		580,215
歳 出 合 計			695,313

第2表 地方債					(単位：千円、%)
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
中小企業支援資金	74,000	証 書 借 入	4.1以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定めるところによる。	
合 計	74,000				

県第 8号議案

令和3年度広島県農林水産振興資金特別会計予算

令和3年度広島県農林水産振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,322千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金収入		6,379
	1 繰入金	1
	2 繰越金	6,306
	3 諸収入	72
2 林業・木材産業改善資金収入		1,590
	1 繰入金	1
	2 繰越金	1,588
	3 諸収入	1
3 沿岸漁業改善資金収入		1,353
	1 繰入金	2
	2 繰越金	1,350
	3 諸収入	1
歳 入 合 計		9,322

歳 出			(単位：千円)
款	項	金	額
1 農業改良資金			6,379
	1 農業改良資金		6,379
2 林業・木材産業改善資金			1,590
	1 林業・木材産業改善資金		1,590
3 沿岸漁業改善資金			1,353
	1 沿岸漁業改善資金		1,353
歳 出 合 計			9,322

県第 9号議案

令和 3 年度広島県県営林事業費特別会計予算

令和 3 年度広島県県営林事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 589,143千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営林事業費収入		589,143
	1 国庫支出金	33,162
	2 財産収入	373,403
	3 繰入金	151,845
	4 繰越金	27,944
	5 諸収入	2,789
歳 入 合 計		589,143

歳 出			(単位：千円)
款	項	金	額
1 県営林事業費			589,143
	1 県営林事業費		589,143
歳 出 合 計			589,143

県第10号議案

令和3年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算

令和3年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,501,270千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和3年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 港湾特別整備事業収入		15,501,270
	1 分担金及び負担金	247,663
	2 使用料及び手数料	2,579,630
	3 財産収入	1,131,113
	4 繰入金	175,059
	5 繰越金	1
	6 諸収入	101,504
	7 県債	11,266,300
歳 入 合 計		15,501,270

歳 出			(単位：千円)
款	項	金	額
1 港湾特別整備事業費			15,501,270
	1 公債費		10,484,864
	2 広島港費		3,254,261
	3 福山港費		448,898
	4 尾道糸崎港費		57,499
	5 地方港湾費		135,000
	6 諸支出金		1,103,392
	7 漁港費		17,356
歳 出 合 計			15,501,270

第2表 債務負担行為							(単位：千円)		
事		項		期		間	限	度	額
広島港五日市地区臨海土地造成事業		令		和	4	年	度	170,000	
広島港出島地区臨海土地造成事業		令		和	4	年	度	62,000	
福山港箕島地区ふ頭用地造成事業		令		和	4	年	度	100,000	

第3表 地方債					(単位：千円、%)
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
港湾特別整備事業	11,266,300				
広島港整備事業	10,012,400	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	
福山港整備事業	591,100	同 上	同 上	同 上	
尾道糸崎港整備事業	225,300	同 上	同 上	同 上	
地方港湾整備事業	437,500	同 上	同 上	同 上	
合 計	11,266,300				

県第11号議案

令和3年度広島県県営住宅事業費特別会計予算

令和3年度広島県県営住宅事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,237,246千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和3年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅事業収入		5,237,246
	1 使用料及び手数料	3,039,218
	2 国庫支出金	604,411
	3 財産収入	1,825
	4 繰入金	1,190,760
	5 繰越金	19,579
	6 諸収入	2,353
	7 県債	379,100
歳 入 合 計		5,237,246

歳 出			(単位：千円)
款	項	金	額
1 県営住宅事業費			4,222,027
	1 県営住宅事業費		4,222,027
2 公債費			1,015,219
	1 公債費		1,015,219
歳 出 合 計			5,237,246

第2表 債務負担行為			(単位：千円)
事	項	期 間	限 度 額
住宅建設事業		令和4年度	44,395

県第12号議案

令和3年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算

令和3年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 472,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金収入		472,054
	1 繰越金	218,384
	2 諸収入	253,670
歳 入 合 計		472,054

歳 出			(単位：千円)
款	項	金	額
1 高等学校等奨学金			472, 054
	1 高等学校等奨学金		472, 054
歳 出 合 計			472, 054

県第13号議案

令和3年度広島県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度広島県病院事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	院	数	2 病院
(2)	病	床	数	798 床
(3)	年	間	患 者 数	
	入		院	205,308 人
	外		来	296,496 人
(4)	一	日	平 均 患 者 数	
	入		院	562 人
	外		来	1,225 人
(5)	主	要	な 建 設 改 良 事 業	
	県	立	広 島 病 院 整 備 事 業	318,336 千円
	機	械	器 具 及 び 備 品 整 備 費	1,746,328 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

			収	入	
第1款	病	院	事	業	収 益
					28,572,148 千円
第1項	医		業	収	益
					23,084,919 千円
第2項	医		業	外	収 益
					5,457,229 千円
第3項	特		別	利	益
					30,000 千円
			支	出	
第1款	病	院	事	業	費 用
					27,224,154 千円
第1項	医		業	費	用
					26,708,016 千円

第2項	医業外費用	461,295 千円
第3項	特別損失	54,843 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,758,470千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,605千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,754,865千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	2,935,931 千円
第1項	企業債	2,050,100 千円
第2項	出資金	1,771 千円
第3項	負担金	855,932 千円
第4項	その他雑収益	28,128 千円

支 出

第1款	資本的支出	4,694,401 千円
第1項	建設改良費	2,099,841 千円
第2項	企業債償還金	2,472,840 千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	121,720 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立広島病院直線加速器 (リニアック)更新事業	令和4年度	899,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 県立病院の施設の整備等資金に充てるため。

限 度 額 2,050,100千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和3年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 13,332,976 千円

(2) 交 際 費 540 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院運営助成及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,381,394千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,131,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	直線加速器（リニアック）	1 式
器 械 備 品	内視鏡手術用支援機器	1 式

令和3年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第14号議案

令和3年度広島県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度広島県工業用水道事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	年 間 総 給 水 量	130,139,080	m ³
(2)	一 日 平 均 給 水 量	356,545	m ³
	工 業 用 水 道	274,545	m ³
	上 水 道	82,000	m ³
(3)	給 水 対 象 事 業 所 数	38	件
	工 業 用 水 道	34	件
	上 水 道	4	件
(4)	主 要 な 建 設 改 良 事 業		
	太田川東部工業用水道事業	1,374,827	千円
	沼田川工業用水道事業	166,266	千円
	太田川東部工業用水道第2期事業	148,601	千円
	太田川東部工業用水道第2期拡張事業	64,015	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	工 業 用 水 道 事 業 収 益	3,134,500	千円
第1項	営 業 収 益	2,997,829	千円
第2項	営 業 外 収 益	136,671	千円
		支 出	
第1款	工 業 用 水 道 事 業 費 用	2,966,996	千円
第1項	営 業 費 用	2,845,718	千円

第2項	営業外費用	117,278 千円
第3項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,126,911千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 117,115千円、過年度分損益勘定留保資金 1,009,796千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	1,277,213 千円
第1項	企業債	807,800 千円
第2項	補助金	19,665 千円
第3項	工事負担金	144,400 千円
第4項	受託金	305,347 千円
第5項	関連収入	1 千円

支 出

第1款	資本的支出	2,404,124 千円
第1項	建設改良費	1,757,726 千円
第2項	企業債償還金	612,598 千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	33,800 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太田川東部工業用水道事業	令和4年度から 令和7年度まで	2,200,000 千円
沼田川工業用水道事業	令和4年度	255,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良等資金に充てるため。

限度額 807,800千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和3年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 272,219 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和3年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第15号議案

令和3年度広島県土地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度広島県土地造成事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土 地 造 成 事 業

土 地 造 成 事 業 費	697,436 千円
箕 島 地 区 土 地 造 成	249,002 千円
本 郷 地 区 土 地 造 成	408,434 千円
開 発 整 備 推 進	40,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土 地 造 成 事 業 収 益	123,787 千円
第1項 営 業 収 益	1 千円
第2項 営 業 外 収 益	123,786 千円

支 出

第1款 土 地 造 成 事 業 費 用	298,878 千円
第1項 営 業 費 用	218,801 千円
第2項 営 業 外 費 用	79,077 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 9,959,436千円は、過年度分損益勘定留保資金 9,959,436千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	2,051,811 千円
---------------	--------------

第1項	企	業	債	2,046,000 千円
第2項	受	託	金	5,810 千円
第3項	関	連	収 入	1 千円

支 出

第1款	資	本	的	支	出	12,011,247 千円
第1項	土	地	造	成	費	697,436 千円
第2項	受	託	工	事	費	5,811 千円
第3項	企	業	債	償	還 金	11,308,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 土地造成等資金に充てるため。

限 度 額 2,046,000千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和3年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 92,868 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和3年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第16号議案

令和3年度広島県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度広島県水道用水供給事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	年 間 総 給 水 量	78,222,940 m ³
(2)	一 日 平 均 給 水 量	214,309 m ³
(3)	給 水 対 象 事 業 所 数	15 件
(4)	主 要 な 建 設 改 良 事 業	
	広島水道用水供給施設建設事業	5,790,966 千円
	広島西部地域水道用水供給施設建設事業	396,497 千円
	沼田川水道用水供給施設建設事業	1,347,973 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道用水供給事業収益	11,449,391 千円
第1項	営 業 収 益	10,386,675 千円
第2項	営 業 外 収 益	1,062,716 千円
支 出		
第1款	水道用水供給事業費用	9,445,239 千円
第1項	営 業 費 用	8,839,423 千円
第2項	営 業 外 費 用	598,593 千円
第3項	特 別 損 失	4,223 千円
第4項	予 備 費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 6,323,177千円は、当年度分消費税

及び地方消費税資本的収支調整額 484,762千円、建設改良積立金 2,857,804千円、過年度分損益勘定留保資金 399,250千円及び当年度分損益勘定留保資金 2,581,361千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	3,329,194 千円
第1項	出 資 金	1,089,900 千円
第2項	固 定 資 産 売 却 代 金	10,649 千円
第3項	補 助 金	1,513,327 千円
第4項	受 託 金	715,317 千円
第5項	関 連 収 入	1 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	9,652,371 千円
第1項	建 設 改 良 費	7,561,038 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	2,088,361 千円
第3項	補 助 金 返 還 金	2,972 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
広島水道用水供給施設建設工事	令和4年度	761,000 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設工事	令和4年度	175,000 千円
沼田川水道用水供給施設建設工事	令和4年度	352,000 千円
水道広域連携推進事業	令和4年度	23,408 千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 726,924 千円

(2) 交 際 費 150 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和3年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第17号議案

令和3年度広島県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度広島県流域下水道事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	流 域 関 連 市 町 数	9 市町
(2)	年 間 総 処 理 水 量	78,329,000 m ³
(3)	一 日 平 均 処 理 水 量	214,600 m ³
(4)	建 設 改 良 事 業	
	太 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	191,434 千円
	芦 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	879,322 千円
	沼 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	1,204,548 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	流 域 下 水 道 事 業 収 益	8,946,677 千円
第1項	営 業 収 益	5,284,139 千円
第2項	営 業 外 収 益	3,657,162 千円
第3項	特 別 利 益	5,376 千円
支 出		
第1款	流 域 下 水 道 事 業 費 用	8,938,831 千円
第1項	営 業 費 用	8,659,637 千円
第2項	営 業 外 費 用	253,999 千円
第3項	特 別 損 失	22,195 千円
第4項	予 備 費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 872,857千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,833千円、過年度分損益勘定留保資金 667,595千円及び当年度分損益勘定留保資金 198,429千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	2,769,886 千円
第1項	企業債	561,800 千円
第2項	補助金	1,660,320 千円
第3項	工事負担金	547,765 千円
第4項	関連収入	1 千円
支 出		
第1款	資本的支出	3,642,743 千円
第1項	建設改良費	2,275,304 千円
第2項	企業債償還金	1,367,439 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太田川流域下水道建設事業	令和4年度	390,280 千円
芦田川流域下水道建設事業	令和4年度から 令和5年度まで	1,316,715 千円
沼田川流域下水道建設事業	令和4年度	405,671 千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良等資金に充てるため。

限 度 額 561,800千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和3年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 142,911 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,568,861千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和3年2月15日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦